

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
944	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法に則り、幼稚園や認定こども園、保育所等に入園する給付認定者の管理及び、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 また、特定子ども・子育て支援施設を利用する認定児童の管理及び、無償化対象費用の給付を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認(サービス検索・電子申請機能による申請書を含む) ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤マイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	子ども子育て支援システム 子育て施設等利用給付システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法) 第9条第1項、別表(第九条関係)127 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 第1項～第14項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表第1欄 155 ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 こども未来部 保育課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282(21)2232
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 こども未来部 保育課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282(21)2232
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	子ども子育て支援システム等へのアクセスが可能な職員は、静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連項目 5. 評価実施機関における担	保育課長 出井英男	保育課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	子ども子育て支援法及び児童福祉法に則り、幼稚園や認定こども園、保育所等に入園する支	子ども子育て支援法及び児童福祉法に則り、幼稚園や認定こども園、保育所等に入園する給	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		「子育て施設等利用給付システム」を追加	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	59条の2	59条の2の2	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事前	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 94の項 並びに 内閣府・総務省令68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項、別表(第九条関係)127 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 第1項～第14項	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条8号、別表第二の第13、116の項並びに内閣府総務省令第10条の3、59条の2の2 (情報提供の根拠)なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表第1欄 155 ■情報提供は実施しない	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	